

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 家計急変世帯の 高校等の授業料を減免します！

県立高校に通う生徒の保護者の皆様へ

～就学支援金の対象とならない、授業料を納付することとなった世帯の授業料減免制度～

## 対象について

○家計急変世帯とは・・・

県立学校に在学する保護者等で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、自己の責めによらない会社等の倒産、失業及び所得が生活保護基準の1.5倍以下（※）の所得水準まで激減したことにより、学納金を納付することが困難となった者

※収入の目安：4人世帯で425～360万円未満程度

（お住まいの地域によって異なります。）

○授業料納付対象は？

- ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上（年収910万円が目安です）
- ・生徒の在学期間が通算して36月（定時制・通信制48月）を超えている  
単位制の場合は履修単位数が74単位を超えている

→家計急変世帯と授業料納付対象いずれにも該当する方が減免対象となります。

## 申込について

- 保護者の方が、生徒が通学する学校の事務室へ申し込みをしてください。  
直近3か月の収入状況の分かる書類を御用意ください。

※令和元年度授業料を納めていた、若しくは前年度の所得では授業料を納付することとなりそうな世帯が対象です。それ以外は高等学校等就学支援金の対象となる可能性がありますので、別途高等学校等就学支援金の申し込みをしてください。

- 家計急変した時から申し込みが可能です。